

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるもの」を「又は第13条の2第3項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「に規定する」を「又は第24条の3第2項第1号の」に、「別表第3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「（昭和43年法律第100号）」を削り、同条第3項中「別表第4」を「別表第2」に改める。

第14条第1項中「別表第5」を「別表第3」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第2」に改める。

第17条中「法第36条第2項の規定により認定を受けたもの」を「基準適合認定建築物の所有者」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とし、別表第4を別表第2とし、別表第5を別表第3とする。

附 則

この規則は、令和元年11月16日から施行する。